

みやぎ農山漁村交流促進事業補助金交付要綱 改正の概要

平成31年4月1日

農政部農山漁村なりわい課交流推進班

○ 主な改正点

(1) 交付の決定（要綱第7）

交付の決定に当たっては、あらかじめ事業内容を書面審査することとしているが、審査機関による審査から担当の確認による審査に変更し、事務の簡素化を図るもの。

(2) 書類の提出先（要綱第11）

組織改編により、提出先の課名を変更するもの。

(3) 様式

改元により、「平成」を削除したもの。